

「主役は私たち 鳥取市消費生活プラン（鳥取市消費者教育推進計画）（素案）」に対する意見（パブリックコメント）と市の考え方一覧

番号	対象項目	計画（素案）に対するご意見（そのまま転記）	意見に対する市の考え方
1	第1章 計画策定の基本的事項	P5の「図-3計画の位置づけ」の（県）鳥取県消費者教育推進計画（平成31年3月策定）とあるところですが、上の文章（P2 ■県の動向）では、「平成28年3月策定」となっております。こちらはどちらが正しいのでしょうか？	ご意見をふまえ、以下のとおり修正しました。 P5の「図-3計画の位置づけ」の（県）鳥取県消費者教育推進計画（平成31年3月策定）を（平成28年3月策定）に修正。
2	第2章 本市における消費者教育の現状と課題	P6の下段に、カスタマーハラスメントの説明書きがありますが、「社会通念上不相当」のうしろに（※）などつけると、わかりやすいように思います。	ご意見をふまえ、以下のとおり修正しました。 P6の下段、カスタマーハラスメントの文中、社会通念上不相当を社会通念上不相当※に修正。
3	第2章 本市における消費者教育の現状と課題	P7の「図-4令和5年における相談分担率」について、「鳥取県」の部分強調すると、よりわかりやすそうです。（消費者庁から抜粋しているため、編集不可の可能性もあるな、と思っています。）	資料は消費者庁のHPより抜粋しており、編集できないため、対応困難です。
4	第2章 本市における消費者教育の現状と課題	令和6年度の最も多い相談内容が不信なメールや電話、覚えのない荷物や請求とのことですが、最近AIの発達で本物か偽物かの区別がつきにくくなっているように感じます。ある程度の大人であれば検索するなどして自己判断ができるとは思いますが、慣れていない子供や若者、高齢者など、慣れていない人たちにとって、電話で相談できる場所があるというのは安心につながると思います。 しかし、これまで生きてきた中で、そのような場所があると知る機会が少なかったように思います。そういう点におきましては、鳥取市の課題として挙げられている「周知」は、一番重要な部分だと思っておりますので、的確に考えてくださっていると感じました。	本計画では、「消費者教育の推進」を重点施策の一つとして位置付けており、あらゆる世代に対して、ライフステージに応じた消費者教育を進めることとしています。今後も学校、地域、職場、各種団体等に対して働きかけるなど、様々な機会を捉えて消費者教育を推進してまいります。 また、身近な相談窓口としての消費生活センターの周知に努めます。
5	第4章 計画期間における重点施策と取組	最近では、児童同士でお店行き、購入するのを禁止している学校もあると聞く。その結果より手軽に、足を運ぶ必要がないネットでの購入が増えトラブルにも繋がると考える。そのトラブルの背景にはネットならではの「情報の少なさ」というのも関係しているとも思える。対面での購入をすることで、商品や人の情報を自分なりに習得することができこの商品を買うべきか否かという判断力を身に着ける一つのきっかけかけしれないので、教育現場のニーズを捉え出前講座等の消費者教育に繋げていただきたい。	本市では、小中高等学校に向いてお金の使い方や契約に関する講座や、地域や団体等からの要請を受けて、寸劇を交えた講座などを行っています。引き続き、教育機関と連携し、消費者教育の推進に取り組んでまいります。
6	第4章 計画期間における重点施策と取組	職域での消費者教育の推進は、自ら学ぶ機会の少ない働き世代にとっても良いものだと思います。自身も、職場での消費者研修で、初めて「エシカル消費」という言葉を知りました。消費者の立場として、特に考えることなく生活をしてきましたので、考えるきっかけとなる良い機会をいただいたと思っています。このような活動が鳥取市で多く広がっていくことを期待しております。	「エシカル消費（倫理的消費）」とは、商品やサービスを購入する際、「人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費すること」をいいます。 「エシカル消費の意義の普及と推進」についても、本計画の中の重点施策の一つとして位置付けており、引き続き普及・啓発に取り組んでまいります。
7	第4章 計画期間における重点施策と取組	エシカル消費について、物価高騰の時代、消費者が価格を最優先して商品・サービスを選ぶ以上、物価高はエシカル消費と両立しえないと考えてしまいがちである。もちろん、すべてのエシカル・アクションが物価高と両立できるわけではないと思うが、ポイント付与など時代や状況に合う形で消費者に刺さる文脈を作り、長期的観点で浸透・定着させていく工夫は必要であると考えます。 「高いけれどエシカルだから買おう」という単なる自己犠牲による意識だけの取り組みでは限界があると思うので、エシカル消費がどの側面から自分の利己となるか、満足をもたらすかという事を重要とし消費者にはその部分を含めて周知してもらいたい。	「エシカル消費」は、消費者教育推進法に定義づけられた「消費者市民社会」の考え方を具現化する一つの方向性であり、消費者市民社会とあわせて「エシカル消費」の認知度を更に高めていくことは、公正で持続可能な社会づくりにとって欠かせないと考えています。 本計画では、「安全・安心な消費生活の確保」において「エシカル消費の普及・推進」を明記しています。 多くの方に関心をもっていただけるよう、様々な媒体を通じて啓発活動を行ってまいります。
8	全体	全体的に図の文字がつぶれてしまっているのが気になりました。特に、イメージマップ画像は、文章中、「消費者教育の体系イメージマップを活用し」とあるので、P37の画像をよく読みたいという人もいるのではないかと思います。	下にリンクを貼り付けるなど、見やすく表示できるよう検討します。